

精華町第2次環境基本計画
精華町環境ビジョン2020
～環境交都をめざして～
(中間改訂版)
初案

令和7(2025)年7月

第1章 精華町第2次環境基本計画とは

1-1 計画策定の趣旨

精華町は、木津川やため池・田畑など、水と緑豊かな水辺空間をはじめ、緩やかな丘陵地の樹林などの自然環境で形成されています。

わたしたちは、「京都議定書誕生の地・京都府」において、これら水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできました。また、関西文化学術研究都市としての新しい町並み・景観とのバランスのとれたまちづくりに取り組んでいます。

また、精華町では、平成23(2011)年2月に「精華町環境基本計画」を策定し、環境日記に代表される環境学習の取り組みや、精華町環境プラットホーム^{*}や年次報告書などによるパートナーシップ^{*}の取り組み、新クリーンセンターの稼働などに伴う取り組みなどを進めてきました。

しかしながら、人口減少社会やライフスタイル^{*}の変化等を背景に、里山の荒廃や遊休農地^{*}の増加、食品ロス^{*}の問題、気候変動影響の顕在化による災害等の多発、海洋プラスチック問題^{*}など、身近な問題から地球規模の問題まで、環境に関する課題はますます深刻な状況となっています。

これらの課題を受け、国内外では、SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）^{*}やパリ協定^{*}が採択され、国では循環、気候変動への対応、生物多様性、環境教育等について法整備が進んでいます。国内でも令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを達成するという脱炭素化の目標が掲げられています。

SDGs^{*}は国、府、市町村、事業者、住民などあらゆる主体の目標であるとともに、「誰ひとり取り残さない」また、「統合的」に取り組んでいくことが重要とうたわれています。

さらに、SDGs^{*}の考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上や地域の特性に応じた資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏^{*}」の取り組みが提唱され、環境政策を進めるには、住民・事業者・住民団体等・行政の全ての人々が主体となり、多分野と連携・協力しながら、長期的な視点に立った総合的な施策展開が求められています。

そこで、精華町では、本町の特性を活かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化をめざした将来の目標を定めるとともに、その実現に向けた施策を効果的に進めるための指針を示し、多様な主体による取り組みの推進と次世代への精華町の環境の継承を推進することを目的に、令和3年(2021)年3月に「精華町第2次環境基本計画」を策定しました。そして、その目標年度である令和12(2030)年度までの中間期にあたる令和8(2026)年3月に、この間の取り組みと社会情勢の変化を反映するため、計画の中間見直しを行いました。

1-2 計画の役割と位置づけ

本計画は、精華町の特性を生かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化をめざした将来の目標を定めるとともに、その実現に向けた施策を効果的に進めるための指針を示し、町の諸計画を環境面から支えるものと位置づけます。

この計画は国の「環境基本計画」や府の「京都府環境基本計画」、また、町の上位計画となる「精華町第6次総合計画（令和5(2023)年3月策定）」と「精華町環境基本条例（平成23(2011)年3月31日条例第11号）」に基づき策定し、町の関連計画との連携を図っています。

また、第2次環境基本計画策定以後に策定した、「精華町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「精華町地球温暖化対策実行計画」などの関連計画とも整合性を図っています。

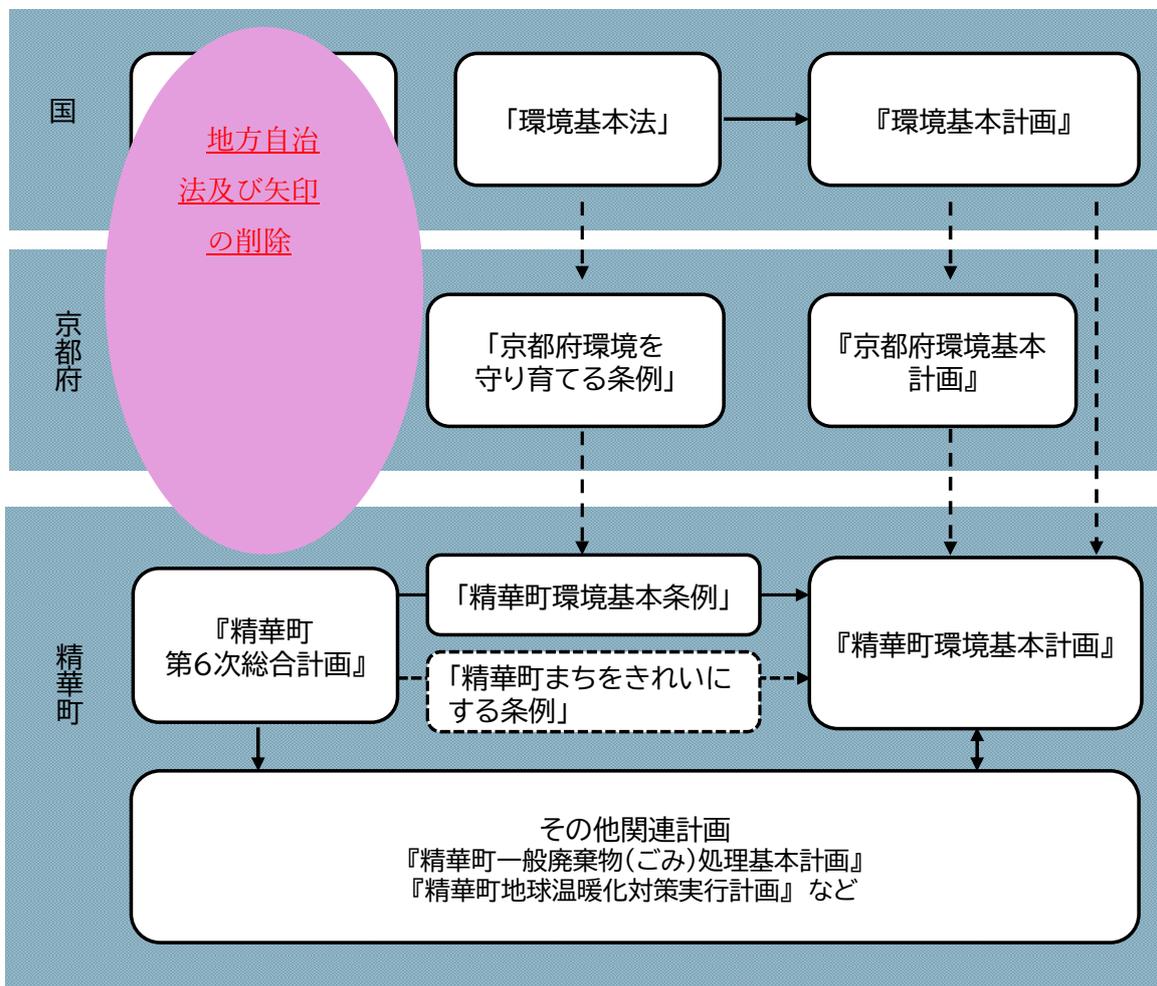


図 計画の役割と位置づけ

1-3 計画の期間

本計画も令和 32(2050)年度を見据えながら、令和 12(2030)年度を目標年度とした計画策定を行います。

なお、社会情勢などの変化に応じて計画を見直し、改訂しています。

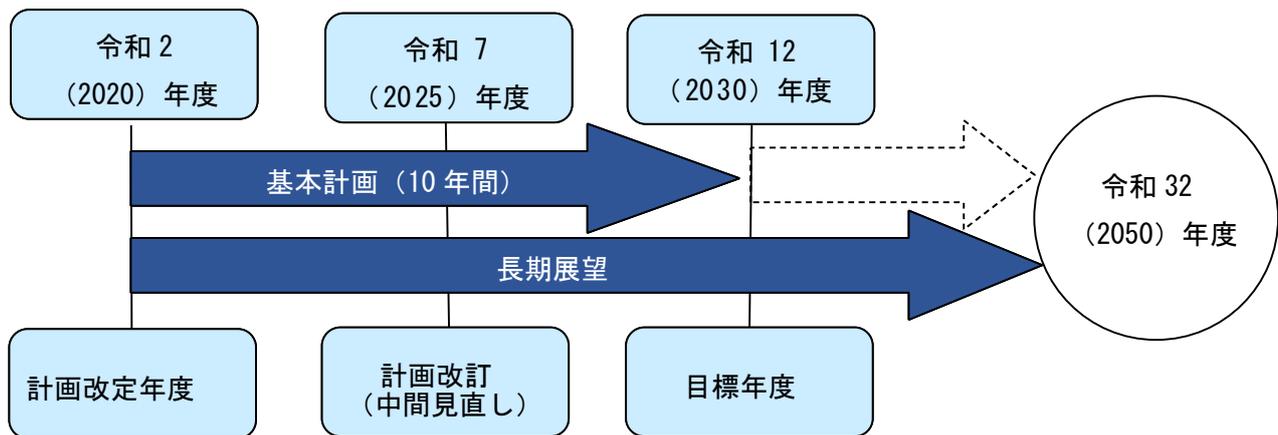


図 計画の期間

1-4 計画の対象範囲

● 対象地域

精華町全域を対象地域とします。

ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、町単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や府・国との連携を図り、その解決の役割を分担します。

● 環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

自然環境	森林、農地、水辺などの自然環境、生物多様性 など
生活環境	資源循環（ごみの減量化・再資源化、廃棄物処理）、美化 など
都市環境	大気、水、騒音・振動、悪臭、景観、交通 など
地球環境	気候変動への対応（再生可能エネルギー・省エネルギー）、 気候変動影響 など

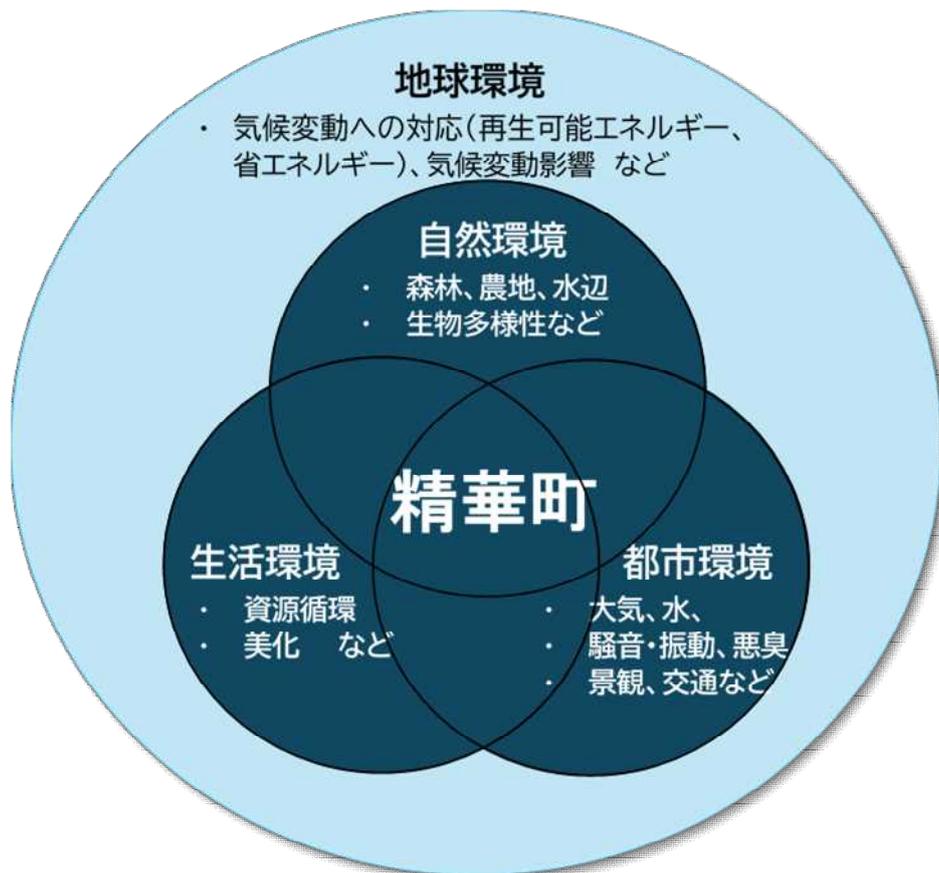


図 計画の対象範囲

1-5 取り組みの主体と役割

環境に関する取り組みは、各部署での施策や住民、事業者、住民団体等の自発的な取り組みの中でも展開されています。また、SDGs※やパリ協定※等を受け、住民、事業者、住民団体等の環境への関心も高まりつつあり、本計画の取り組みの主体は、住民、事業者、住民団体等及び行政の全ての人とします。また、個々の主体とパートナーシップ※により計画の実現に向けて取り組みます。

● 住民

住民は良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、計画の推進に参画し協力する役割を果たします。

ここでいう住民とは、精華町に在住、在勤、在学のすべての人をいいます。

● 事業者

環境への負荷軽減を自主的かつ積極的に進め、環境保全活動や環境保全に関する事業活動を推進することなどにより、計画の推進に協力する役割を果たします。

ここでいう事業者とは、精華町で事業活動を行うすべての事業者をいいます。

● 住民団体等

住民、事業者、行政とともに、地域での活動の重要な役割を果たすことにより、計画の推進に努め、協力する役割を果たします。

ここでいう住民団体等とは、住民などが行う自発的で法人格の有無に関わらず非営利の社会貢献活動を行う団体をいいます。

● 行政

すべての施策事業を推進するに当たって、環境への影響に配慮し、計画の実現に取り組む役割を果たします。

ここでいう行政とは、精華町の行政に関わる組織、職員及び必要に応じて関連する自治体などとの情報提供や役割分担などの連携をいいます。

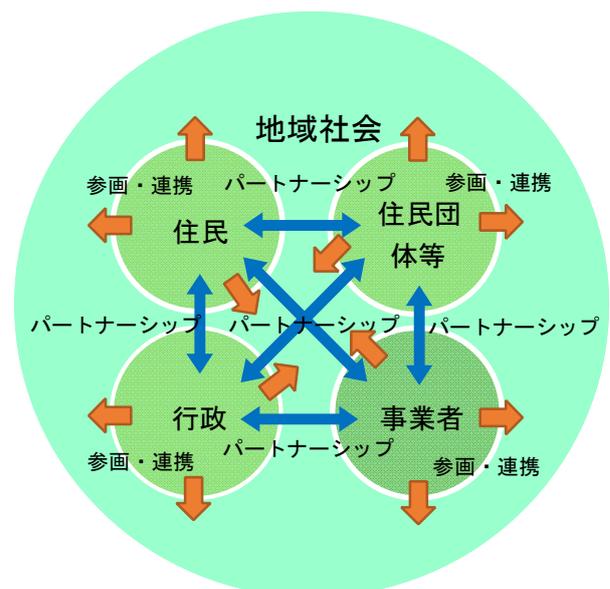


図 住民・事業者・住民団体等・行政それぞれが主体となった協働による地域づくりのイメージ

1-6 15年間の取り組み及び総括

(1) この15年間の取り組み

精華町においても、精華町環境基本計画に基づいて環境学習、パートナーシップ※、循環などについての取り組みが進みました。

年度	国際社会	国・府	精華町
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) (名古屋)開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性保全活動促進法」(国) 「新京都府環境基本計画」策定(府) 「京都府地球温暖化対策条例」改正(府) 「地球温暖化対策プラン」改定(府) けいはんなエコシティ次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト(府ほか) 	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町環境基本計画等検討委員会」設置 「精華町環境基本計画」策定 「精華環境プラットホーム※」開始 「精華町環境基本条例」制定
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災(3.11)発生 	<ul style="list-style-type: none"> 「再生可能エネルギー特別措置法」施行(国) 「京都府地球温暖化対策推進計画」改定(府) 	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町まちをきれいにする条例」施行 「精華町環境推進委員会」設置 「第 1 回精華町環境シンポジウム」開催 「打ち水イベント」開始
平成 24 年 (2012 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「第 4 次環境基本計画」策定(国) 生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定(国) 「再生可能エネルギー特別措置法 (FIT 法)」制定(国) 「小型家電リサイクル法」制定(国) 「都市の低炭素化の促進に関する法律 (エコまち法)」制定(国) 「京都府庁の省エネ・創エネ実行プラン」策(府) 	<ul style="list-style-type: none"> 「環境報告書～精華町の環境」開始 「役場職員を対象とした環境研修会」開催 「精華町電気自動車導入補助金交付」開始 「精華町資源有効利用設備設置費補助金交付」開始
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」策定(国) 「水銀に関する水俣条約」採択(国) 「京都エコ・エネルギー戦略」策定(府) 	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町第 5 次総合計画」策定 「環境日記」開始 「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」実施 「精華町子ども祭り」にて「竹」体験コーナーへ参加 「精華町地下水保全要綱」制定
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> RE100※発足 	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー基本計画」策定(国) 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律改正(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町ごみ減量化等検討委員会」設置 「使用済み小型家電のイベント回収」実施 「その他のリサイクルできる紙」を古紙回収補助対象に追加

年度	国際社会	国・府	精華町
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定*採択 (COP21) ・2030 アジェンダ (SDGs) *採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「気候変動の影響への適応計画」策定 (国) ・「建築物省エネ法」制定 (国) ・「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」制定 (府) ・「府燃料電池自動車 (FCV) 普及・水素インフラ整備ビジョン」策定 (府) ・「京都府レッドデータブック」全面改訂 (府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町地球温暖化対策地域協議会」設置 ・「精華町マイボトル普及キャンペーン」実施 ・「精華町地球温暖化対策推進計画 (運輸部門)」策定 ・「公共交通利用転換事業計画」策定
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定*発効 ・世界経済フォーラム (ダボス会議) にて海洋ごみに関する報告書を発表 ・電力の小売全面自由化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策計画」策定 (国) ・「SDGs*推進対策本部」立ち上げ (国) ・「京都府産業廃棄物の 3 R 戦略プラン」(府) ・「京都丹波高原国定公園」新規指定 (府) ・「京都府森林環境税」創設 (府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町環境基本計画」中間見直し ・「精華町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入補助交付」開始 ・「環境日記精華町版」作成開始 ・役場入り口に「環境プラットホーム*」情報棚を設置 ・「精華町ごみ処理基本計画」見直し
平成 29 年 (2017 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「文化芸術振興基本法」改正 (国) ・「再生可能エネルギー特別措置法 (FIT 法)」改正 (国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみ組成調査実施 ・水銀使用廃製品の窓口回収実施
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・IPP 総会にて「1.5℃特別報告書」公表 ・SDGs*モデル都市初回選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 5 次環境基本計画」策定 (国) ・「第 5 次エネルギー基本計画」策定 (国) ・「気候変動適応法」制定 (国) ・「気候変動適応計画」策定 (国) ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定 (国) ・「京都府生物多様性地域戦略」(府) ・「京都府生物多様性未来継承プラン」(府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新クリーンセンター「環境の森センター・きづがわ」稼働 ・フードドライブ*実施
令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・G20 大阪サミット ・新型コロナウイルス感染拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パリ協定*に基づく成長戦略としての長期戦略」策定 (国) ・「文化財保護法」改正 (国) ・「森林環境税及び森林環境譲与税*に関する法律 (森林環境税法)」制定 (国) ・「森林環境譲与税*」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス*削減キャンペーン実施
令和 2 年 (2020 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領スタート (小学校 2020 年度～、中学校：2021 年度～、高等学校：2022 年度～) ・「森林環境税」施行 (2024 年度～) ・2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言 (国) ・気候非常事態決議 (国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次精華町環境基本計画策定 (2020 年度)
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・2021 年東京オリンピック・パラリンピック大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策推進法」改正 (国) 	

年度	国際社会	国・府	精華町
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> ・COP15「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチック資源循環促進法」施行(国) ・「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定(国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」改正 ・「精華町災害廃棄物処理計画」策定
令和5年 (2023年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「気候変動適応法」改正 ・「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定
令和6年 (2024年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「第六次環境基本計画」閣議決定(国) ・「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法)」施行(国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町家庭向け太陽光発電設備等導入事業補助金交付」開始 ・デコ活への賛同 ・ゼロカーボンシティの表明 ・クーリングシェルターの指定
令和7年 (2025年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な社会・経済システム」をサブテーマにした2025年大阪・関西万博が開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」施行(国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町第2次環境基本計画」改訂(2025年度)



精華環境プラットフォーム※・意見交換



精華環境プラットフォーム※・現地確認



打ち水大作戦



環境シンポジウム(環境のつどい)



環境日記と表彰式



精華まなび体験教室(環境講座)



新クリーンセンター「環境の森センター・きづがわ」



食品ロス※削減キャンペーン

※昨今の動きについても写真追加予定

(2) 第1次計画の総括と中間見直し時点の状況

目標像別に到達点及び課題を示します。環境は多分野に関わり、引き続き、庁内でも全ての部署と連携した取り組みが求められます。

● 目標像1「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち～環境“幸”都～

- ・ 精華町クリーンパートナー参加団体数・参加者数ともに増加し、また、地域の団体や子どもを対象とした取り組みなどが進み、一定の成果が確認できることなどから、概ね順調に進捗している結果となっています。
- ・ 一方、環境活動（環境プラットフォーム[※]）に関する固定化や高齢化は課題であり、新たな世代や層の活動創出や関われるきっかけづくりが求められています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新しい生活様式や事業スタイル、また、気候変動影響等については弱い部分から影響が出てくるという背景も踏まえ、また地域コミュニティのつながりに着目した取り組みなど、これまでの延長線ではない視点を組み込むチャンスの特長でもあります。
- ・ また、企業が立地している特徴を活かしきれておらず、事業者との協働・連携が課題となっています。SDGs[※]、パリ協定[※]等の環境に関する取り組みが経済界でも進展していることから、世界共通の目標に向けた取り組みが求められています。

○中間見直し時点の状況

⇒ 地域の団体や子どもを対象とした取り組みを継続することにより、更なる成果が確認できていることから、小中学生の探求学習等と連携しながら、継続的な学習機会の提供が求められています。

一方、活動団体の固定化や高齢化の課題は依然としてあり、一層の活動創出や活動に関わるきっかけづくりが求められています。

気候変動影響等への適応については、地球温暖化への対策やその適応策を明文化するため、令和6（2023）年3月に精華町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。これに基づき、脱炭素社会の推進に向けて取り組みを進めることが求められています。

● 目標像2「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち～環境“恒”都～

- ・ 遊休荒廃農地の減少や農地の利用集積が増加し、里地の取り組みが進んでいます。環境美化活動や意識も順調に住民・事業者・子どもたちに浸透しつつあることなど、一定の成果が確認できることなどから、概ね順調に進捗している結果となっています。
- ・ 一方、活動団体の高齢化が進む中、企業や大学・研究機関等との協働・連携など多様な主体の参画が求められています。
- ・ 里地（農地等）部分については一定の取り組みが進んでいますが、里山（森林等）については、森林環境譲与税等[※]の動きも踏まえ、取り組みを位置づけていく必要があります。

○中間見直し時点の状況

⇒ 農地中間管理事業の取り組みや活用により、遊休荒廃農地の増加を抑制することはできおり、継続して成果をあげていますが、課題となっている里山（森林等）保全における多様な主体の参画については、引き続き取り組みを進めて行くことが求められています。

また、水環境に関する課題や「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」施行等を受けた対応など、新たな取り組みが求められています。

● 目標像3「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち～環境“康”都～

- ・ この間、新クリーンセンターの稼働に伴う分別ルールの変更などの影響により1人当たりのごみ排出量は減少傾向にあるものの、リサイクル率も減少傾向となっています。
- ・ 温室効果ガスの削減に向けた取り組みも身近なことからできることについては一定の取り組みが進んでいるものの、今後は事業者や庁内関係部署との連携による更なる推進が必要です。
- ・ この間、取り組みが進んだ、食品ロス^{*}や子ども食堂、健康関連事業との連携の促進が求められます。
- ・ 一方、気候変動の影響は顕在化しており、暑熱対策や豪雨等の災害対策、農作物への影響等、適応策を検討していく必要があります。

○中間見直し時点の状況

⇒ ごみ排出量は依然として減少傾向であるものの、リサイクル率についても減少傾向であり、食品ロス^{*}や子ども食堂、健康関連事業との連携を促進し、一層の3Rの推進が必要です。また、ごみに関する課題として、ごみ出しが困難な高齢者等を支援する取り組みが求められています。

一方、気候変動への対応については、「気候変動適応法」の改正も行われ、熱中症対策も強化されており、精華町でもクーリングシェルターの指定などの取り組みが進められています。

● 目標像4 環境で「生業(なりわい)」を目覚めさせ、起こすまち～環境“興”都～

- ・ 研究開発型誘致産業施設数・地元雇用者数ともに大きく増加しています。一方、環境分野においては住民・住民団体と企業との連携・協力については、進んでいない状況です。
- ・ 地域の農産物を活用した特産品開発や剪定枝の堆肥化など、多様な実施主体との連携による地域の資源を活用した取り組みは継続して実施されています。
- ・ 事業者の取り組みを後押しする、また連携方策について次の一歩が踏み出せる施策や取り組みが必要です。

○中間見直し時点の状況

⇒ 脱炭素社会に向けて、社会的な取り組みが加速している状況にあることから、精華町としても住民団体や企業、他自治体などと連携した取り組みの推進が必要です。

※ネイチャーポジティブに関するコラムを追記

第2章 精華町がめざす環境の姿

2-1 環境像及び環境像を実現するための4つの「目標像」

これからの精華町では、少子高齢化を踏まえた、生活に必要な諸機能が近接した、地域経済が循環する持続可能なまちづくりが必要となっています。

環境像は、精華町の自然の豊かさや、関西文化学術研究都市が立地する都市基盤、昔から培われた、すべての住民の知恵や関西文化学術研究都市の先端科学技術などの全体が相乗効果のもとで最適なバランスを保つことができるまちをめざします。

これらの考えを、「環境の恵み」、「人」、「知恵と技術」が入り混じり相乗効果によって最適なバランスが保たれるまちが精華町であるとし、「環境交都・精華町」を精華町の環境像として表します。

また、環境像は次の4つの側面を「目標像」としてめざします。

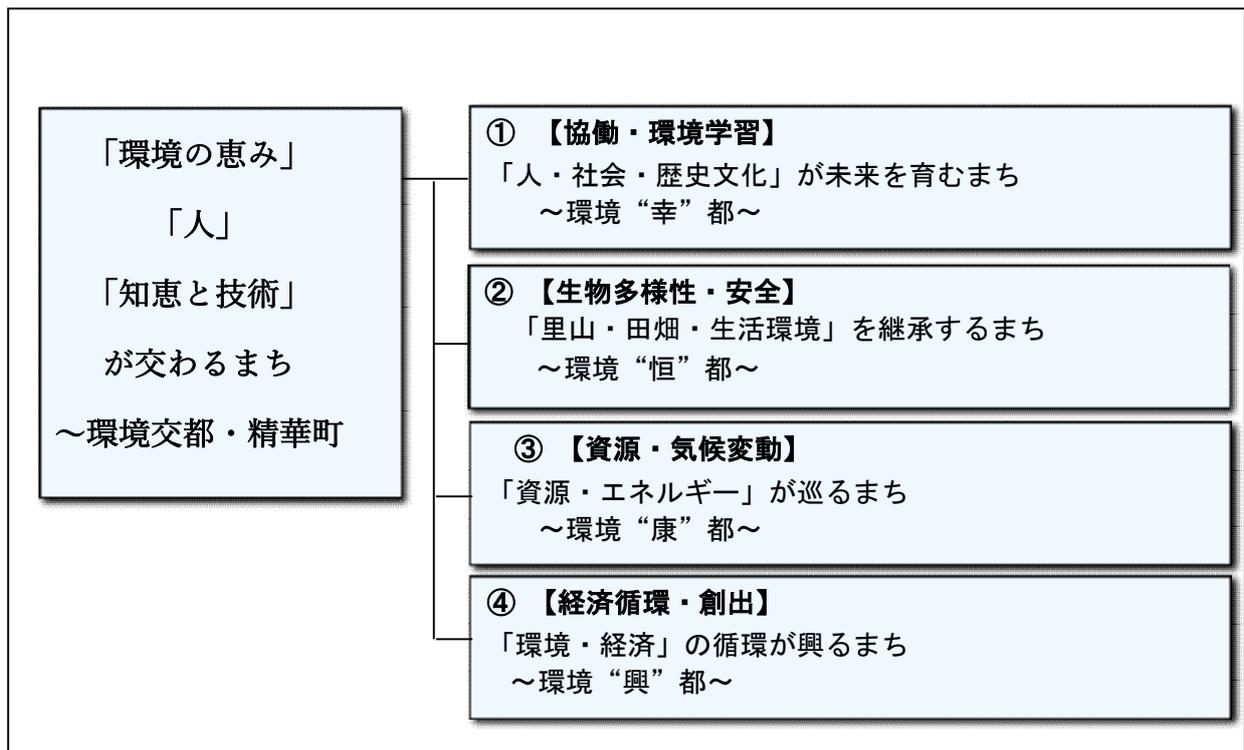


図 環境像と4つの目標

4つの側面は相互に関連するものです。これらの相乗効果のもとで精華町全体の環境の価値を高め、それによってまちに新たな活力が生まれるなど、全体が最適なバランスを保つことができるまちをめざします。

また、一部、定量目標を定めます。定量目標は、今後10年間で具体的に伸ばしていきたい点やリーディングプロジェクトに関連する項目、また精華町らしさがより出る項目を抽出し、設定しました。

①【協働・環境学習】「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち～環境“幸”都～

自然の恵みと人を育み継承してきた社会・歴史文化に感謝し、地域に関わるすべての人が地域の環境を守り、未来を大きく育むまちをめざします。環境“幸”都の「幸」は、「さち・しあわせ・さいわい・繁栄」などを表します。

定量目標は、この10年間取り組んできた環境学習をさらに伸ばしていくことを目標に設定しました。

定量目標	10年後の目標値
環境学習に資する町主催・後援の取り組み件数	・10（件/年）

②【生物多様性・安全】「里山・田畑・生活環境」を継承するまち～環境“恒”都～

地域に関わるすべての人が里地里山を守り、伝え、継承するとともに、人々が営み暮らしの環境を継承するまちをめざします。環境“恒”都の「恒」は、「永遠であること・いつも変わらないこと」などを表します。

定量目標は、町でこれまでも把握されている学校給食の町内産食材の占める割合を伸ばしていくこと、また、立地環境により、子どもが里山や田畑と触れ合う機会に差が生じていることから、全ての子どもたちが地域の里山や田畑に触れ合うことができるよう設定しました。

定量目標	10年後の目標値
給食での地場産物の年間利用回数の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所給食 15.0%以上 ・小学校給食 20.0%以上 ・中学校給食 15.0%以上
子どもたちが里山や田畑に触れた件数	・全生徒が触れること

③【資源・気候変動】「資源・エネルギー」が巡るまち～環境“康”都～

国、京都府とともに、令和 32(2050)年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」にすることを目指します。地域に関わるすべての人が資源とエネルギーを大切にし、資源とエネルギーを有効に利用するとともに、すでに起こっている、また起こりうる気候変動に備えるまちをめざします。環境“康”都の「康」は、「健やか」などを表します。

定量目標は、資源循環の基本である「町民 1 人 1 日あたりごみ総排出量」を設定するとともに、新たに、本町における温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。あわせて、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進行管理指標についても動向を確認していきます。

また、地域全員で取り組んでいくために、情報発信回数を設定しました。

定量目標	10 年後の目標値
町民 1 人が 1 日に出すごみの量	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 (2015) 年度と比べて令和 8(2026)年度に 1 人 1 日あたり、ごみ総排出量で約 2.6%削減（20 グラムの減量） ※一般廃棄物処理基本計画の目標値と連動します。
温室効果ガス排出量削減量目標	<ul style="list-style-type: none"> 2030 年度時点で 2013 年度比 46%削減（排出量を 8.3 万 t-CO₂ に削減）
資源・気候変動に関する情報発信 （うち、再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動影響に関する情報発信）	<ul style="list-style-type: none"> 20（件/年） （うち、5（件/年））

④【経済循環・創出】「環境・経済の循環」が興るまち～環境“興”都～

地域資源の活用や地域のつながりにより、地域経済が循環するとともに、地域資源を活用した生業を起こし、また、地域全体で精華町の魅力を発信していくまちをめざします。環境“興”都の「興」は、「心に感じる楽しさ・おもしろみ」などを表します。

定量目標は、「企業の環境に関する取り組み情報の発信回数」としました。これは、地域内の企業の方々による環境をよりよくする取り組みがなされているものの把握ができておらず、また地域の方々にお知らせすることができていなかったことから、まずは、町で情報を収集し、地域へ発信していき、企業の方々と連携した活動へつなげていければと考えて設定しました。

定量目標	10 年後の目標値
HP や広報等における企業の環境に関する取り組み情報の発信件数	<ul style="list-style-type: none"> 5（件/年）

第3章 目標達成のために取り組むこと

3-1 体系別の取り組み

精華町の望ましい環境像の実現に向け、目標像と取り組み内容を次のように整理し、計画を推進します。

環境像	目標像	取り組み内容
「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち〜環境交都・精華町〜	【協働・環境学習】 「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち ～環境“幸”都～	(1) 地域の多様な関わりの増進 ①歴史文化・地域コミュニティとの連携促進 ②多様な主体が連携可能なしくみづくり ③各種主体の発掘及び取り組み支援
		(2) 環境学習の推進 ①環境学習機会の拡大と充実 ②実践活動に対する支援
	【生物多様性・安全】 「里山・田畑・生活環境」を継承するまち ～環境“恒”都～	(1) 里地里山の保全と継承 ①生物多様性の保全と多様な環境とのふれあい促進 ②多様な主体による里地里山管理の推進
		(2) 安全・安心な環境の確保 ①環境監視・観測体制の充実 ②公害対策の推進
		(3) 環境美化活動の推進 ①不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進 ②住民意識の啓発活動の推進
		(4) 美しい景観の充実 ①あき地、休耕地、空き家等の適正管理 ②緑化の推進
	【資源・気候変動】「資源・エネルギー」が巡るまち ～環境“康”都～	(1) 地球温暖化防止の推進と気候変動影響への適応 ①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの推進 ③環境に配慮したライフスタイル [※] と事業活動の啓発 ④気候変動への適応
		(2) 循環型社会の構築 ①ごみを出さないライフスタイル [※] の啓発 ②再生利用・リサイクル・適正処理の推進 ③新たな課題(食品ロス [※] ・マイクロプラスチック [※])への対応
		(3) 環境に配慮した交通手段の充実 ①公共交通の利用促進 ②環境負荷の少ない交通の充実
	【経済循環・創出】「環境・経済の循環」が興るまち ～環境“興”都～	(1) 関係機関との連携及び事業者の取り組み促進 ①環境関連産業 [※] との連携・育成の促進 ②地域資源を活用した新ビジネス創出の促進 ③地域事業者の取り組みの情報収集・発信

3-1-1 【協働・環境学習】「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち～環境“幸”都～

(1) 地域の多様な関わりの増進

① 歴史文化・地域コミュニティとの連携促進

現在の環境は、これまでの歴史や土地の成り立ち、人々の営み、文化を背景に形成されています。これから経験したことのない気候変動への備えや地域環境づくりにとって、地域の歴史や文化、ご近所のコミュニティ・つながりが重要な基盤となります。

そのため、新たな活動支援だけでなく、地域の昔ながらの知恵やつながりを育む取り組みを推進します。

② 多様な主体が連携可能なしくみづくり

計画の策定過程、及び施策や事業の計画段階から事業実施段階に至るまで、多様な主体による参加・参画を推進します。また、IT 技術等も積極的に活用しながら、新しい主体の発掘に努めます。

精華町の町域の範囲にとどまらず、境界を越えて解決が必要である問題、あるいは広域連携が有効な事業については国や他の地方公共団体とも協力し、必要に応じて周辺地域を含めた取り組みにつなげていきます。

③ 各種主体の発掘及び取り組み支援

地域において、多様な主体が、自主的に環境課題に取り組む活動を支援、促進することに努めます。また、自治会等の組織と、専門性・経験・人材・ネットワーク等が豊富な住民団体等の団体が連携した活動を推進します。

あわせて、持続的な環境づくりのため、地域内連携促進のため、新たな人材・活動の発掘に努めます。

(2) 環境学習の推進

① 環境学習機会の拡大と充実

環境学習は、持続可能な社会を築くための基礎となるものです。多くの主体が環境の現状や問題点などを正しく認識し、日常生活や事業活動などのあらゆる場で、自ら環境に配慮した行動へとつなげるために、自律的な学習活動を進めます。また、小中学校との探究学習における連携を促進します。

あわせて、意識の変化を行動の変化につなげることを念頭に啓発活動を行い、これまで環境活動にあまり関わりがなかった人、精華町の外からの来訪者や子育て世代の親子など、幅広い住民・事業者等への環境学習を広げる取り組みを拡げます。

② 実践活動に対する支援

環境学習は長期的に継続して行うことが重要であるため、地域・家庭・事業者・団体など身近な場で、多様な世代を対象にした、幅広いテーマによる環境学習を促進・支援します。

自主的・自発的な活動や取り組みを支援するため、活動への協力、情報の提供などを行います。

3-1-2【生物多様性・安全】「里山・田畑・生活環境」を継承するまち～環境“恒”都～

(1) 里地里山の保全と継承

① 生物多様性の保全と多様な環境とのふれあい促進

里地里山において、生態系や特定外来生物の問題に配慮した生物多様性の保全に努めるとともに、自然学習講座などを通じて、自然環境保全の意識向上を進めます。また、環境学習の場としても活用し、次代の担い手である親子が参加しやすい機会の創出を促進します。

また、自然とふれあう生物の生息環境として、身近な植物・昆虫・小動物などとふれあうことのできる場の確保に努めます。

あわせて、学校給食への町内産食材の提供など地産地消を推進し、生態系サービスに触れる機会を創出し、農地保全につなげます。

② 多様な主体による里地里山管理の推進

精華町に残された緑や、河川・ため池などの貴重な生物の生息空間を保全し、高まりつつある地域住民の自然に関わる取り組みを引き続き支援するため、新規就農者、事業者、大学、団体等多様な主体による里地里山の管理や利活用を推進することにより、公有地・民有地の自然の保全に努めます。

また、里山を荒廃したままにしておくと、農地への鳥獣被害や林地崩壊等により民家等への被害が起こる可能性もあります。そのため、森林環境譲与税等[※]を活用し、森林管理の適切な推進と環境学習の場として活用する仕組みづくり、枯損木・風倒木の処理、竹林の拡大防止対策の推進、木材等資源の有効利用、事業者・住民参加の森林づくりを進めます。

(2) 安全・安心な環境の確保

① 環境監視・観測体制の充実

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などに基づく規制基準を遵守するよう指導を行うとともに、適時、事業者への立入検査、指導などを実施し、関係する法律に照らし野焼きなどについて適正な啓発をします。

また、公害の状況を把握し、公害防止のための規制措置を講じるため、大気汚染、水質汚濁などの監視を行っています。各種公害対策や新たな環境汚染問題と連動した環境への影響監視・汚染状況の測定などを充実します。

② 公害対策の推進

有害化学物質対策については、監視体制の充実に努めるとともに、規制基準の遵守並びに指導など発生源対策に努めます。

また、人の活動に伴って排出される有害物質による土壌汚染についても、人の健康や生活環境への影響を把握するため、原因追求の調査を行います。

(3)環境美化活動の推進

① 不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進

「精華町まちをきれいにする条例」に基づき、住民一人ひとりの不法投棄などへの環境認識の醸成と向上を図るため、ごみのポイ捨て防止、ペットのふんの持ち帰りや適切な飼育方法などの啓発を行います。

② 住民意識の啓発活動の推進

快適な環境づくりを進めるため、身近な地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、住民の自主的な環境美化活動を促進するとともに、住民・事業者などへの啓発活動を推進します。

(4)美しい景観の充実

あき地、休耕地、空き家等の適正管理

精華町の住宅地内のあき地、休耕地等の適正管理を促すとともに、空き家等危険家屋の管理について関係部署が連携を図って適切な措置を行います。

また、歴史的遺産や歴史的景観などを保全するため、特に史跡や建築物などの歴史的価値や景観に果たす役割を踏まえた地区のあき地、休耕地等の適正管理に努めます。

歴史的景観などについては、周辺環境との一体的な保全・整備を進め、地域の歴史資源・景観資源としてまちづくりへの活用に努めます。

① 緑化の推進

公共の広場や壁面の緑化、プランター緑化並びに街路樹等の保全整備など施設規模に応じた緑化及び維持管理に努めます。

また、地域コミュニティ拠点でもある集会所や学校などにおいて、住民参加型で愛着のもてる緑化を進めるとともに、地域特性を踏まえた緑化により特色のあるまちづくりを行います。

3-1-3【資源・気候変動】「資源・エネルギー」が巡るまち～環境“康”都～

(1)地球温暖化防止の推進と気候変動影響への適応

① 省エネルギーの推進

市内、一般家庭及び事業者における省エネルギーの推進を行います。具体的には、建築物の建設や改修時における断熱改修や、機器更新期における高効率機器導入を推進します。また、省エネ対策に関連する情報提供を図ります。

② 再生可能エネルギーの推進

温室効果ガスを排出する化石燃料などからの脱却を図るため、持続可能なエネルギーとして、太陽光・熱、風力、水力、地熱、バイオマス^{*}などの中から、地域の特性にあった再生可能エネルギーなどの普及が必要です。役場庁舎や公共施設などで率先的に再生可能エネルギーなどの導入を図るとともに、全庁的に再生可能エネルギーなどへの理解と活用に努めます。

また、令和 32(2050)年脱炭素化に向けて、使用電力を再生可能エネルギー100%へ転換する国際的なイニシアティブ Re100※や中小企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ 100%利用を促進する新たな枠組み「再エネ 100 宣言 RE Action」等の普及啓発を行い、再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギー由来のエネルギー調達を促進します。

なお、再生可能エネルギー導入にあたっては、地域の生活環境を阻害する可能性もあることから、環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドライン等や他市町の取組事例を参考としながら適時検討を行います。

③ 環境に配慮したライフスタイル※と事業活動の啓発

温室効果ガス削減や環境に関する取り組みは、その効果がすぐには目に見えにくいもので、できるだけ住民・事業者などの日常の中に取り組みを根付かせていく必要があります。

精華町の所有する情報の積極的な公開に努めるとともに、広報誌や情報誌、インターネットやケーブルテレビなど、さまざまな広報媒体を活用し、意識啓発を図るとともに、各種啓発展示、イベント、講座などにおいて環境に関するテーマを積極的に取り上げ、啓発に努めます。

また、遠距離での食料輸送には大量の燃料・エネルギーが必要となります。そういった食料の輸送距離の観点から考えると、できる範囲から地産地消を進めていくことで、不必要なエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減を図ることができます。同時に、消費者にとっても生産者の顔が見える距離で食料を手に入れることができ、食の安全・安心につながります。精華町内の諸団体と連携しながら、地産地消を推進します。

④ 気候変動への適応

どんなに温室効果ガス削減の取り組みを行ったとしても、将来、気温が上昇すると科学的に予測されています。また、近年、その影響は顕在化しつつあり、気候変動へ備える必要があります。

地域のどの分野（農林業、水質環境、健康、気象災害等）にどんな影響が起こる可能性があるかの情報収集をするとともに、ソフト・ハードともに適応策を推進します。

また、経験したことがない気象災害が起こりうることを想定し、地域コミュニティにおける防災力向上のため、自治会等とも連携し普及啓発等を行います。

(2) 循環型社会の構築

① ごみを出さないライフスタイル※の啓発

ごみの発生抑制には、住民一人ひとりが自分のライフスタイル※を見直すことも重要ですが、マイボトル、マイ箸等の持参、容器包装の削減や環境に配慮した販売システムの導入など、事業活動における環境配慮の促進が不可欠なため、住民・事業者・行政がお互いの立場を尊重しながら取り組みを進めます。

また、会議時のペーパーレス化など、できるところから新たな取り組みを進めます。

特に、住民にはリデュース、リユース、リサイクルの3 R運動推進※を行います。

② 再生利用・リサイクル・適正処理の推進

分別収集や集団回収への住民の協力や、地域の自主的なリサイクル活動を一層推進するため、ごみ分別や出し方の周知徹底や、地域特性に応じた情報提供の仕組みづくりを進めます。

また、団体による子ども服の交換会や廃油回収、古紙回収などごみとなる前のリユース・リサイクル活動を活性化するとともに、地域特性に応じた自主的な活動の展開を支援します。

③ 新たな課題(食品ロス※・マイクロプラスチック※等)への対応

「食品ロス※」については、企業や住民団体とともに生産者・消費者への啓発を行い、食べられる食品を子ども食堂、フードバンクなどで有効利用する活動が生まれています。近年、顕在化している「食品ロス※」の課題や「マイクロプラスチック※」の課題へ、町、住民、事業者連携のもと、取り組みを推進します。

また、身近にできる取り組みの推進（3010 運動やマイバッグの推進など）や地域の発生状況やその影響を住民等へ普及啓発を行うとともに、地域・事業者の取り組みの支援を行います。

あわせて、少子高齢化時代において、ごみ出しが排出困難な高齢者等の方のサポート等、新たな課題への対応を検討します。

(3) 環境に配慮した交通手段の充実

① 公共交通の利用促進

運輸部門における温室効果ガス排出量は、個人生活の中でも自動車の排出割合が4分の1と言われているほか、事業者の自動車利用による温室効果ガスの排出量も多く、対策に向けた主な取り組みとして、**自家用車**利用の抑制及び、公共交通機関の利用促進を図る必要があります。引き続き、公共交通機関の利用を促進します。

② 環境負荷の少ない交通の充実

精華町は地形に起伏が大きく、丘の上の居住地から町の中心部までの高低差が、高齢者などの外出・移動の妨げとなっています。

現在、自動車に関する環境技術は日々進展しており、低炭素化や電動化は加速的に進んでいます。積極的に情報発信を行い、電動自転車や小型電動自動車など、より CO₂ 排出量が少なく、高齢化社会にふさわしい快適で利便性の高い交通・移動手段の充実をめざして、環境負荷の少ない交通手段・交通行動への転換に向けた意識醸成と行動喚起を行います。

あわせて、環境負荷低減と健康づくり推進に効果のあるウォーキングやサイクリング活動を促進します。

3-1-4【経済循環・創出】「環境・経済の循環」が興るまち～環境“興”都～

(1) 関係機関との連携及び事業者の取り組み促進

① 環境関連産業※との連携・育成の促進

精華町の関西文化学術研究都市を生かし、環境関連産業※の誘致・振興による地域の活性化に努めます。また、精華町内及び周辺に立地する資源を上手に循環させ、活用している産業との連携の可能性を検討するとともに、これらの産業の育成を図ります。

また、けいはんなエコシティ推進プランを京都府と共に推進します。

② 地域資源を活用した新ビジネス創出の促進

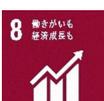
精華町の豊かな里地里山に囲まれた地域資源やベンチャービレッジなどのビジネス環境を生かし、地域資源を活用した新ビジネス創出の促進を行うとともに、その情報の積極的な発信を行います。

③ 地域事業者の取り組みの情報収集・発信

地域事業者独自の環境に関する取り組みを定期的に収集するとともに、町内へ情報発信を行います。また、地域事業者と関係性を育み、地域での活動の連携を促進します。

● 参考:SDGs※各ゴールとの関連

本町の環境像、環境目標とSDGs※との関連を以下に示します。なお、SDGs達成に向けては、それぞれの取り組みにおいて、「誰一人取り残さない」こと、また、各分野「統合的」に取り組むことが求められています。

環境像	目標像	取り組み内容	主な関連するSDGs※
「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち〜環境交都・精華町〜	【協働・環境学習】 「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち ～環境“幸”都～	(1)地域の多様な関わりの増進	  
	(2)環境学習の推進		
	【生物多様性・安全】 「里山・田畑・生活環境」を継承するまち ～環境“恒”都～	(1)里地里山の保全と継承	        
	(2)安全・安心な環境の確保		
	(3)環境美化活動の推進		
	(4)美しい景観の充実		
	【資源・気候変動】 「資源・エネルギー」が巡るまち ～環境“康”都～	(1)地球温暖化防止の推進と気候変動影響への適応	      
	(2)循環型社会の構築		
	(3)環境に配慮した交通手段の充実		
	【経済循環・創出】 「環境・経済の循環」が興るまち ～環境“興”都～	(1)関係機関との連携及び事業者の取り組み促進	   

3-2 リーディングプロジェクト*

精華町の環境像・目標像の実現に向けて大きな効果が期待される、総合的かつ横断的な推進が必要な当面重点的に取り組む具体的行動をリーディングプロジェクト*として位置づけ、環境基本計画全体を実現に向けてリードする誘導的なプロジェクトとします。

本計画では、次の5つをリーディングプロジェクト*として掲げることとします。

■目標像とリーディングプロジェクト*の関係

	目標像			
	「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち ～環境“幸”都～	「里山・田畑・生活環境」を継承するまち ～環境“恒”都～	「資源・エネルギー」が巡るまち ～環境“康”都～	「環境・経済の循環」が興るまち ～環境“興”都～
次世代を育むプロジェクト	★	○	○	★
精華3C（チャレンジ・クリーン・クロス）プロジェクト	○	○	★	○
「今日あなたは（環境に良いことについて）何をしましたか」プロジェクト	★	○	○	★
精華里地里山×子ども・町民・事業者プロジェクト	○	★	○	○
環境への一歩とつながりを育むプロジェクト	★	○	○	○

★：特に深いかわり

3-2-1 次世代を育むプロジェクト

<p>目的</p>	<p>これまでの環境学習の取り組みを活かし、伸ばす取り組みを実施する。 また、事業者と環境学習とのつながり創出、地域内の事業者同士が知り合ったり、事業者と地域や地域団体が出会い、新たな活動の創出を生み出す場づくりを行う。</p>
<p>主な対象</p>	<p>子ども、事業者</p>
<p>取り組みイメージ</p>	<p>○環境日記に関する取り組みの充実（事業者との連携など） 例：事業者と連携し、親子を対象に環境関連施設や事業者の工場見学を通して身近な生活のエコから地球環境・SDGs[※]までを考えるワークショップ3日間のプログラムを実施するなど。</p> <p>○環境をテーマとした事業者同士がつながりあう場の創出イメージ ステップ1：事業者の環境情報収集・発信、セミナーの開催 ステップ2：事業者同士が知り合う場の創出（環境プラットフォーム[※]事業所版） ステップ3：環境プラットフォーム[※]等の融合 など</p> <p>○RE100[※]の取り組み推進</p>

環境日記に関する取り組みの充実
(事業者との連携など)



環境をテーマとした事業者同士が
つながりあう場の創出

事業者の環境情報
収集・発信
セミナーの開催

事業者同士が
知り合う場の創出



多様な主体との連携・協力

RE100の取り組み推進

再エネ100%



3-2-2 精華3C(チャレンジ・クリーン・クロス)プロジェクト

<p>目的</p>	<p>地域のすべての人が、地域の環境を守り、未来を大きく育むまちを実現するために、まちを美しくする活動を進める。</p> <p>また、環境に触れるきっかけとして、テーマを決めて取り組むものとする。</p>
<p>主な対象</p>	<p>事業者、団体</p>
<p>取り組みイメージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○環境美化活動の推進 ○ごみの排出抑制、ごみの発生抑制、ごみの分別と再資源化の徹底 ○不法投棄及びポイ捨て、ペットのふん対策の強化 ○食品ロス*やプラスチック削減など新たなテーマへの取り組みを推進

環境美化活動の推進



ごみの排出・発生抑制

ごみの分別と再資源化の徹底



不法投棄対策の強化



食品ロスなど新たなテーマへの取組を推進



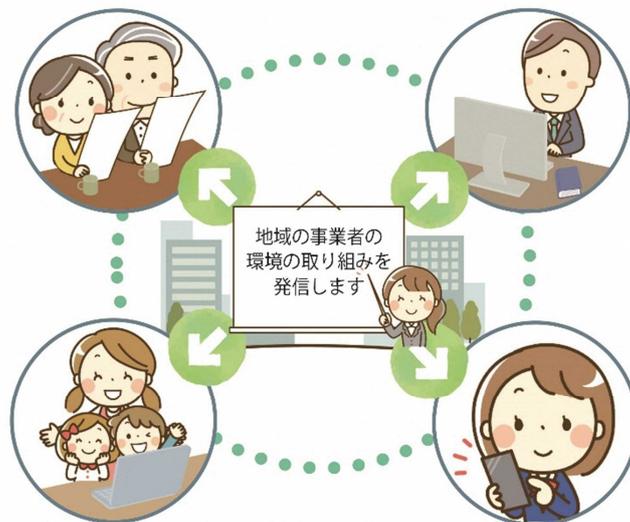
3-2-3 「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」プロジェクト

<p>目的</p>	<p>地域のすべての人が、環境に関わる活動の中で充実した体験・経験を得て、自主的な環境活動を進める。地域の事業者の方をはじめとして、地域の方が、どのような活動をしているのか、見える化する。</p>
<p>主な対象</p>	<p>町民、事業者、町</p>
<p>取り組みイメージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○精華町として「環境の日」を設定し全町で実践 ・「環境の日」を制定し、「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」と呼びかける(啓発する)。 ○クールチョイス[※]の推進 ○事業者の取り組み収集および発信 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の事業者における環境に関する取り組み内容を町のHPや環境報告書で発信 ○実施したこと～目標宣言型への移行 <ul style="list-style-type: none"> ・町民、事業者が実施したことを収集・発信が定着してきた段階で、「今年目標」を宣言してもらう目標型へ移行させる など ○環境学習の機会の拡充

「環境の日」を実践



事業者の取り組み収集および発信



3-2-4 精華里地里山×子ども・町民・事業者プロジェクト

目的	地域の里地里山の保全・活用に関する取り組みの推進およびそれらの魅力・文化を町民へ伝えていくための活動を進める。
主な対象	団体、町、事業者
取り組みイメージ	○地域活動と子どもたちが出会う場の創出 ステップ1 ・地域団体による里地・里山に関する取り組みの収集・発信 ・地域団体・活動団体と連携した子どもや親子が参加できる活動の企画・発信 など ステップ2 ・里地里山に触れることができるイベント等の年間カレンダー作成など定着を促進 など ○森林環境譲与税 [※] 活用に関する取り組みの発信

地域活動と子どもたちが
出会う場の創出



子どもや親子が参加できる活動の規格・推進



里地里山に触れることができるイベント等の定着を促進

3-2-5 環境への一步とつながりを育むプロジェクト

目的	地域のすべての人が、地域の環境を守り育てるまちづくりを実現するために、多様な主体が連携可能な仕組みづくりを行う。
主な団体	団体、町民
取り組みイメージ	<p>○多分野連携等を創出する環境プラットフォーム*への再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境プラットフォーム*を地域の環境・子どもを育むプラットフォーム（仮）とするなど、幅広く参加しやすいプラットフォームへ展開するため、環境という切り口に限らず、多分野の団体が参画しやすいきっかけづくりを行う ・多様な団体の交流の場とするとともに、1年に1回、環境像に沿ったテーマを決めて、活動を行う（例：フードドライブ*、脱プラスチック、脱炭素など）。 <p>ステップ1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多分野連携促進ための勉強会（精華町内の他分野で活動されている方（団体）を講師として）を開催する。 <p>ステップ2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を促す、参画を促すきっかけの取り組みを環境プラットフォーム*主催で実施する。（例：テーマに沿った「〇〇コンテスト」を行い、担い手発掘や町民への普及啓発を行う など） <p>○過去10年間に環境日記に取り組みされた方との関係性強化</p>

多分野連携等を創出する
環境プラットフォームへの再構築



第4章 計画の推進方策

4-1 推進方策

本計画に基づくさまざまな施策、プロジェクトを確実に実行し、めざす環境像を実現していくためには、総合的に推進する体制が不可欠です。

また、計画の進捗状況を確認しながら、適切に対応していく必要があります。その際、進行管理を行う中で課題となった事項について、関係する施策やプロジェクトとの調整を行い、対応できる仕組みが必要となります。

このため、本計画の策定は住民、事業者、住民団体等、及び行政による協働で実施しました。

今後も精華町の環境施策を推進するためには、行政だけでなく、多様な主体のパートナーシップ※によって相乗効果をもたらすような体制が必要です。

● 推進体制のしくみ

本計画に基づく各種環境施策の推進及び進捗状況などを点検するため、精華町環境推進委員会を設置します。

● 年次報告

本計画の進捗状況について把握できるように必要な事項をまとめ、「精華町の環境」を公表すると共に、概要を広報誌「華創」で報告します。

4-2 推進体制

● パートナーシップ※の体制

広く、住民、事業者、住民団体等が本計画の施策の推進及び進捗状況などの点検に参加できる仕組みとして、「精華環境プラットホーム※」での意見交換などを通じて、本計画に基づくリーディングプロジェクト※の推進や取り組み状況の確認などを行います。

● 行政内の推進体制

住民、事業者、住民団体等とのパートナーシップ※に基づき、行政が主体的に責任を持って本計画を推進していくために、庁内連携の推進体制について充実を図ります。

資料編-1 精華町 次の10年に向けた思い

精華町環境推進委員の皆さんから、第2次環境基本計画策定にあたり、精華町の環境について次の10年に向けた思いを寄せていただきました。

精華町は、豊かな自然環境の中に平野部の市街地や農地、丘陵部の学研都市が共存し、約30年の間で人口は2.5倍に増加し、アケボノスギに象徴される町に成長しています。その基盤環境を健全に次世代に継承するために策定されたのが、この環境基本計画です。第2次の環境基本計画では、当初計画の目標像を踏襲し、10年の成果と課題を踏まえ、さらなる多様な主体の連携を目指そうとしています。特に、精華町の特徴といえる学研都市をはじめとした事業者との連携、自然環境への係わりの増大、次世代を担う子供への働きかけなどが大切だと思っています。

環境基本計画の4つの目標像は、いずれもその目標に向かって積極的に活動する人の育成（健康な人づくり）を目指しています。そして、健康な人が多くなることにより、健康なまち（健全な基盤環境）が創出できると考えています。そのためには、第1次計画の総括も踏まえ、精華町の住民、事業者、地域団体、行政の皆さんの連携と参画が、益々重要になってくると思っています。

周辺の自然環境や昭和天皇も愛したアケボノスギは、四季折々に美しい姿を見せてくれます。時代を遡ると多様な歴史資源にも出会えます。しかし、豊かな自然環境、歴史文化、地域コミュニティは、そこに暮らす人々が係わり続けることにより、その恵みを楽しむことができます。今後、この基本計画の目標像（環境「幸・恒・康・興」都）に係わる取り組みを、皆さんと共に進めていきたいと思っています。

大阪府立大学名誉教授 上甫木昭春

既にその影響が顕在化しつつある気候変動に対し、今世紀半ばにCO₂等を実質排出ゼロとするパリ協定、SDGs、国が掲げる地域共生循環圏など、あらゆるレベルで持続可能性（サステナビリティ）を考えることが必須となっています。

この持続可能性は、物質的には脱炭素が、地域社会的には人・もの・カネの地域内循環をいかに適正なものにしていくのかがキーとなります。

特に重要である令和12(2030)年までの10年間を、この計画のもと、SDGs、地域循環の視点から精華町の皆さんが中心となりながら、どのようなまちにしていくのかの大目標を共有し、地域資源を活かし、エネルギー（化石エネルギー）・マテリアル（鉄・コンクリート・プラスチック）の転換や様々な地域課題の解決に、地域の脆弱性に（誰一人取り残さないよう）目配せしながら互いに信頼関係を築き、助け合いながら、歴史やコミュニティなどの非経済的価値を大切にしながら取り組むことを期待しております。

けいはんな環境・エネルギー研究会 世話人

大阪大学大学院工学研究科 招聘教員 畑中直樹

環境づくりは一朝一夕でできることではありません。また一人でできることでもありません。

すべての人々が、日々意識をし、実践し続けていると、ある時気が付いたら、素晴らしい環境を手に入れていたことに気付くことができます。

また逆に、たった一人の人が、日々意識することなく環境を害する行動をとっていても、すぐには悪化の兆しは見えません。ある時気が付いたら、とりかえしのつかない状態になっているのです。

ひとつひとつの行為は、何の役にも立たないように見えても、10年後を信じて、一人一人が本気で意識し実践する。みんなが当事者感覚を持たなければ、環境づくりはかないません。

まず私自身が、目の前の小さいことから取り組んでいきたいと思います。

精華町商工会 副会長 寺本 和生

精華町においてまちづくり協議会として長年取り組んできた年1回の協議会加盟の全企業による清掃活動、緑化の推進活動は既に10年を超え定着しています。

また環境に配慮した省エネルギーへの転換の取り組みや温室効果ガスに排出の削減等を各企業が意識して高いレベルで改革を行っています。

環境と共に地域社会との連携を目指して精華西中学校より毎年各企業が施設見学・職場体験学習の一環として数名程度の受け入れを行っています。最終日には経営者が直に面談を行い実体験に伴う質問や今後の日本の社会などについて話す機会を設けています。研修後は各員から感想文も学校経由で頂き受け入れる側も地域社会との連携に少しでも役に立っているとの実感を持って取り組んでおります。今後とも地域社会との連携や、人材育成のお役に立つべく当協議会は活動を続けていく考えです。今後は行政とも連携してこのような機会を設けて頂くことによって精華町内に日本や世界にも誇れる技術を持った企業が存在することを広く町内の皆様にも認識して頂きたいと思っております。今後とも宜しくお願い致します。

けいはんな学研都市精華地区まちづくり協議会副会長 寺本 英樹

主婦目線で家庭の食品ロスに取り組みます。

あたり前のことがなかなか出来ていないように思われます。例えば、毎日の買い物に行く前に冷蔵庫の品物をチェックするとか、食事の作り過ぎなどに気をつける、そういうちょっとした配慮で食品ロスやごみの削減につながります。

私自身、生ごみのEM堆肥化に挑戦していますが、田、畑の肥料に活用できる人は良いのですが、せっかく良い肥料が出来ても家の庭だけでは使いきれずごみになってしまう問題があります。

肥料を粉砕する機械を誰もが使用できるように町中に設置できれば良いのですが・・・。

ごみ問題は人間が生きていく限り永遠の課題ですが、一人ひとりが少しずつ心がけていくことにより豊かな自然をはぐくむ町に発展していくと思います。

精華女性の会 副会長 中筋 郁子

「人類は、まともな22世紀を迎えることができるか？」これが21世紀を迎えた私の感想だった。前年の米大統領選で、環境問題を訴えたアル・ゴアがブッシュに逆転敗北していた。日本ではその後

も 10 年程は「環境」への関心が高まっていたが、不況が続く中で徐々にそれも薄れていったようだ。

平成 9(1997)年の CO2 削減京都議定書は棚上げ状態となって温暖化が進み、異常気象が常態化して世界中で自然災害が頻発している。プラスチックの容器・包装などが海に流れ出してマイクロプラスチック問題も注目されるようになってきた。飽食の一方で、飢餓で亡くなる子も世界では多い。

ここへ来て、ようやく人類の生存が疑問視される世論も出てきたように思える。SDGs（持続可能な開発 17 の目標）という言葉が新聞に載るようになったのは世論の変化だと思う。しかし、中央でも地方でも政治・経済は、まだ「ムダな開発」に重点を置いているのは歯がゆく感じる。

「開発」とは一体どういうことだろう？

温暖化防止のために植林が推奨されているのに、「土地の有効利用」の名目で森林が破壊される。森林は CO2 を取り込んで酸素を作り、自然のダムとして雨を貯め、土壌を固定して生物を育む。それをつぶして都市化することが「開発」と言われる。また、「移動時間短縮」の目的で、莫大な費用をかけて地下深くにトンネルを掘ってリニア新幹線や北陸新幹線をつくるのも「開発」。そのためにどれだけの「自然の恩恵」が消えてしまうのか。「儲けや目先の便利さ」のために、人類生存のための条件がどんどん破壊される。地球温暖化によって大きな被害が出ているが、産業革命以前に比べて既に平均で 1°C 上昇していると言われる。2°C 上昇すれば、そこからは加速度的に温度が上がって、酷熱の地球になってしまう。だから 1.5°C に留めたい。そのためにも SDGs とはいうものの現実とは？

「人類は、まともに 22 世紀を迎えられなくなる。」私からその危惧はなくなる。

残りの人生で、精華町の自然を生かした環境行政に少しでも貢献し、子や孫に「生活できる環境」を残したいと切望している。

精華町環境ネットワーク会議 会長 信田 宜司

私たちは社会環境と自然環境の影響を受けながら生きている。半世紀前の生活を思い出してもらいたい。隣のおばちゃんがたえず顔を出して縁側で話し込んでいた。美味しい物があればお裾分けしてくれた。それを煩わしいとは思わなかった。現代では、情報社会の中で何不自由なく生活できるようになり、二世帯との同居を望まない家族が増え、その結果、高齢者の独居が増えた。また「人と係わりたくない、自分は一人で平気だから他人が一人で困っていても知らない」と考える人が増えている。社会環境が大きく変わったために、「食中毒が怖いから餅つき大会禁止」「近隣住民から苦情が来るから除夜の鐘は中止」等身の回りでも年代の格差によりなくなりつつある伝統行事も散見されるようになった。現代に生きる我々にとって伝統など足枷になるかもしれないが、過去から続く物事に対して畏敬の念を抱くことが伝統を守ることの意味かと思われる。おそらく精神的な安堵感につながるものであると思われる。

自然環境とは、田園、里山の四季の変化を肌で感じながら生活を楽しむことのできるものである。しかしながら、休耕や里山の放置により竹林化等が進み、いずれ不法投棄で粗大ごみや産業廃棄物により汚染されることになるのではと懸念される。

過去に経験のない豪雨や台風による被害が増え、木津川決壊による水害の心配も絵空事ではなくなってきた。300 年前の木津川の大洪水を忘れてはならない。

自然環境や社会環境に危機意識を持って、一人では何もできない。地域住民、民間企業や行政との連携を図りながら地域間の交流を活性化し、歴史文化を継承し、自然環境に向き合い、魅力ある地域を創造して、次世代に繋げて行くのが私たちの責務である。

時代が変わっても、人と人とのつながりや世代の交流は失われることはない。

精華町町政協力員協議会 岩本登志男

我々の住む地球の温暖化は待ったなしで取り組まなければ成らない厳しい状況です。

そんななかで、菅首相は就任の所信表明演説で温室効果ガス排出量を令和 32(2050)年までに実質「0」とする目標を宣言した。我々も、精華の里山を含めた美しい環境を維持し、次の世代に繋げていく事が大きな使命だと思います。

私はその為に出来る事から始めようと思っています。私事で恐縮ですが、精華町に移り住んで 20 年になりますが、ほぼ毎日光台 3 丁目から「けいはんな公園」まで散歩しつつ、その道すがら路上のゴミを拾っています。春夏秋冬、それぞれ様々なゴミが捨てられています。最近とくに増えたのが「マスク」です。減少したのが「コンビニの袋」です。依然、雨傘からマクドナルドの包み紙、菓子や飴の袋等々シーズンで多少の違いはあるが様々なゴミが捨てられています。公園到着後は軽く体操をしてゴミがあればゴミ拾いをします。きっかけは友人の話です。熊本に旅行した際、水前寺公園を早朝訪れ全くゴミが無いことにいたく感動したそうで、「けいはんな公園」を訪れる人にも同じ気持ちになってほしいという思いからです。

個人の活動ではたいした事はできませんが、ささやかながらこの活動を通じて今後も微力ながら精華町の美化に貢献して行こうと思っています。

公募委員 鷹居 義光

私が小学校に入学したのが昭和 30(1955)年 4 月です。校外学習の一つとして精華町役場を訪問し、その時の人口が 1 万人位との説明を受けた記憶があります。当時のことを思い出しますと、地域は田畑と山林ばかりで、自動車もトラックやオート三輪は見るものの、乗用車はほんとうに見たことが無かったように思います。

地域では、農業が大切な産業で山林もどんなに深い山でも人の手が入り、私たち子どもでも、山の奥深く入り込み野池で魚釣りや、木の実をとったり遊びまわっていたことが思い出されます。

また、当時はまだごみの収集などなかったと思いますが、人が食べない野菜などは牛や鶏のエサ・田んぼに還元などして、それぞれが処理していたのではないかと思います。とはいっても、一部では地域に自然とごみ捨て場ができ、魚釣りの餌（みみず）の繁殖場所になっているところもありました。

現在精華町では 37 千人余りの人口となり、新しい住宅地域も増え、新しいごみ処理場も稼働しました。時代の流れ、社会の変ばうに伴い、前述のような状況は、日本中どこを探しても見当たりません。昔の様子を知る者として、あふれるゴミ、田畑の荒廃、省エネなどの問題について、次世代に引き継ぐべく役に立てればと願っています。

資料編-2 は今後修正